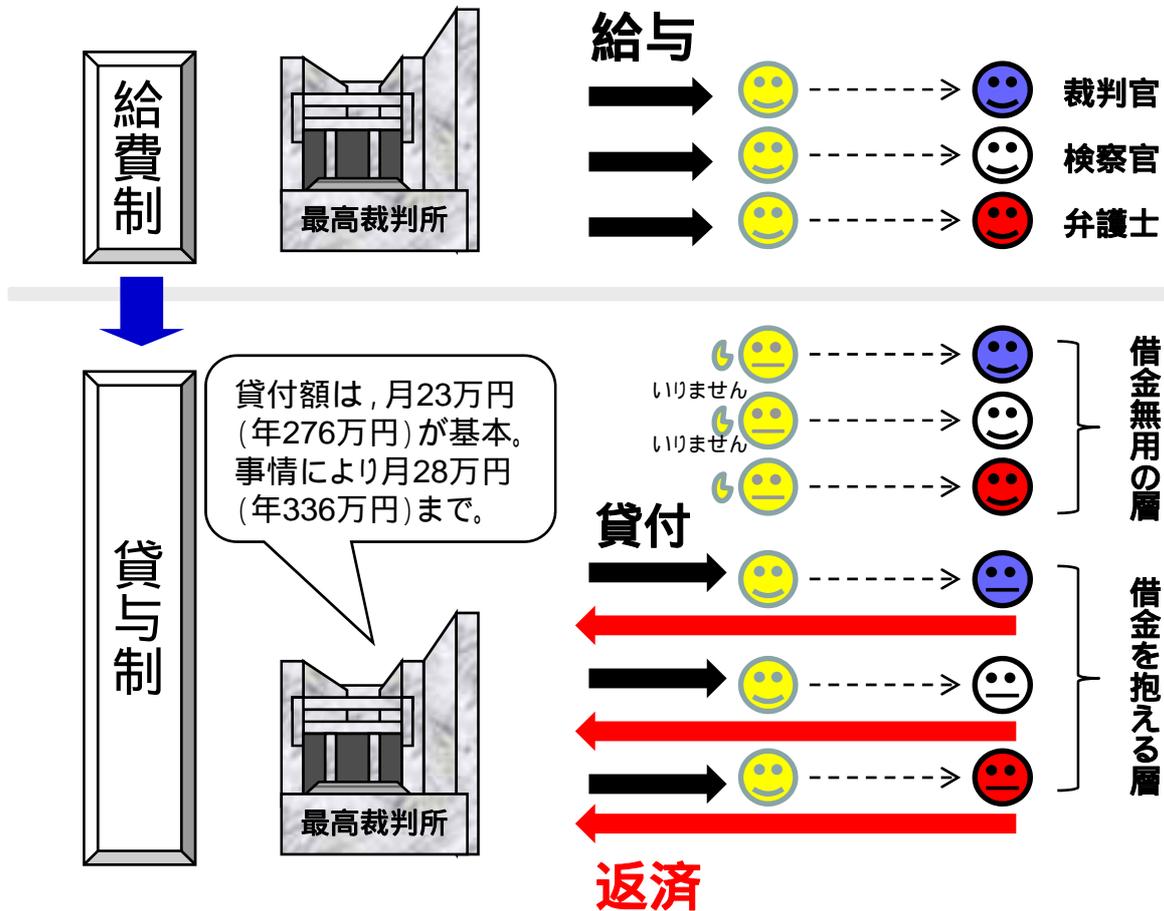


明日の「権利の守り手」 を育てるために！

司法修習生に対する給費制の存続を求めます・・・日本弁護士連合会

司法修習生の給与廃止へ 今年11月、裁判所法(H16年改正)の施行で



司法試験合格者は、法律家(裁判官、検察官、弁護士)として働きはじめる前に、1年間の司法修習を受けなければなりません。修習は平日フルタイムで行われ、司法修習生のアルバイトは禁止されます。

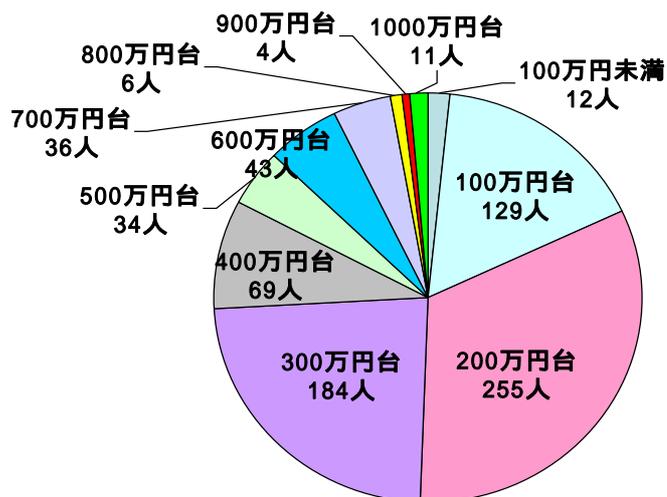
これまで司法修習生全員に対して、給与が支払われてきました(給費制)。これが、必要な者に対し生活資金を貸し付ける制度(貸与制)に切り替わります。

現状でも修習生の半数「借金あり」 貸与制導入で+300万円

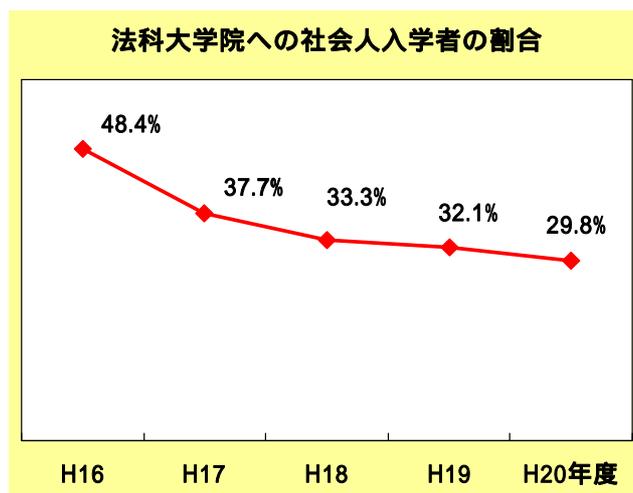
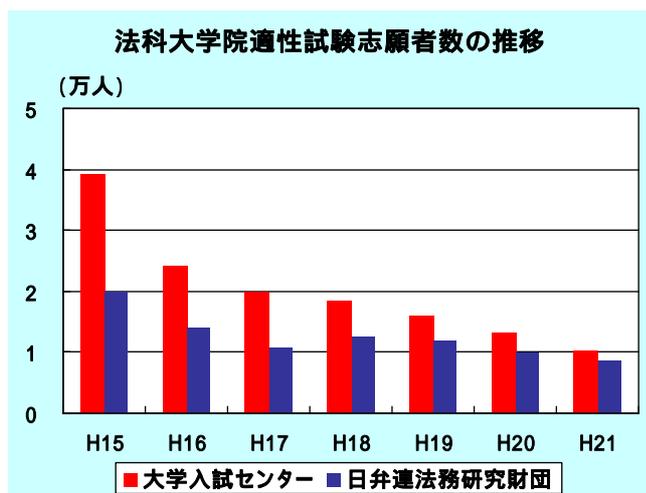
第63期司法修習生の法科大学院在学時の奨学金利用の実態について

日本弁護士連合会の事前研修(2009年11月19日, 20日)のアンケート結果に基づく。

アンケート回答数 1528名
 貸付制の奨学金や教育ローンを
 利用していない 721名(47.19%)
 利用していた 807名(52.81%)
 有効回答数 783名(総額表示ある回答)
 最低奨学金総額……50万円
最高奨学金総額……1200万円
平均奨学金総額……318万8千円

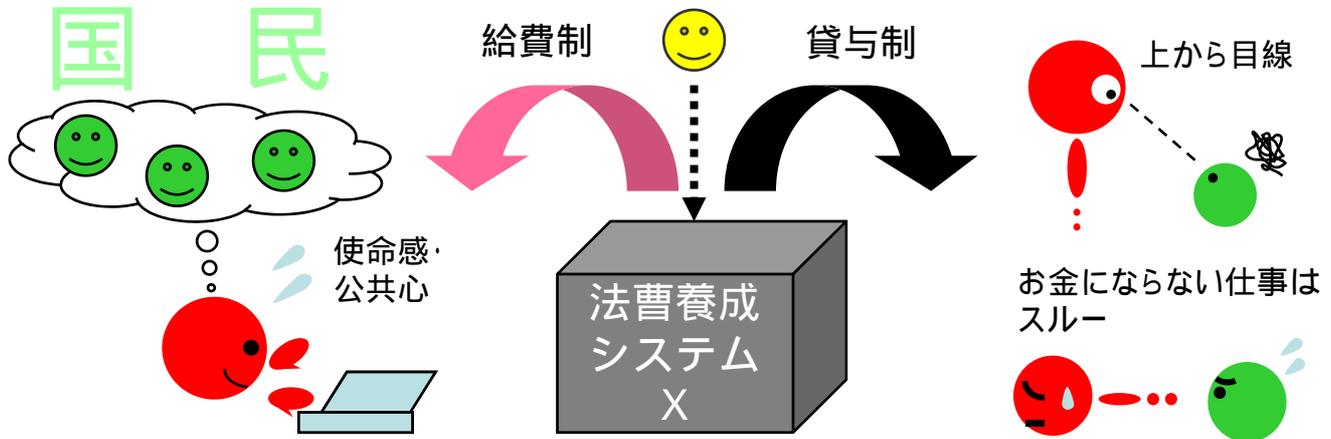


法律家をめざす人が減っている 貸与制導入で追い打ちに



リスクや経済的負担の大きさが敬遠されて、法律家をめざす人が減っています。試験で競争する前に親の経済力で道が決められてしまうとすれば、多様な人材が集まらなくなってしまいます。

まもりて 権利の守り手を育てる

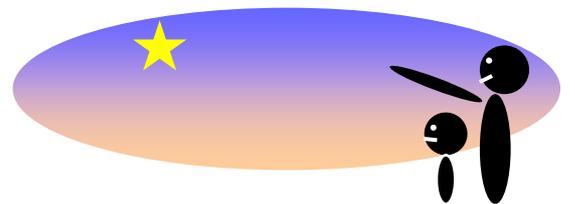


貸与制は、「司法修習は個人が資格を得るためのものだから、受益者負担は当然」という考え方に立っています。それは、法律家の仕事を「個人的利益のためのビジネス」「キャリア・アップの手段」とする法律家を育てる結果になります。給費制には、使命感・公共心を育む側面があります。法律家を国民の負担で養成することは、自分たちの権利の守り手を育てることだ、と考えられます。

身近に、「この人にこそ、裁判官になってほしい」「検察官、弁護士になってほしい」という人がいないでしょうか。そういう人がお金の心配にとらわれず法律家への道に挑戦できる道を開けば、優秀な法律家がたくさん育つはずです。

**経済的事情から法曹への道を断念
する事態を招くことのないように**

(平成16年11月26日衆議院附帯決議，同年12月1日参議院附帯決議より)



**司法修習生に対する
給費制の存続を！**

JFBA
日本弁護士連合会